

作成日 令和8年1月30日

令和8年度 施行

医療的ケア児支援業務委託

(教育推進課 教育推進係)

公示用

医療的ケア児支援業務委託

| 項 目 | 単 価 | 数 量 | 単 位 | 金 額 | 備 考 |
|------------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 芽室小学校 | | | | | |
| 看護師派遣 | | 12 | 月 | | |
| 3号研修受講者派遣 | | 12 | 月 | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| 小 計 | | | | | |
| 消 費 税 10 % | | | | | |
| 合 計 | | | | | |

医療的ケア児支援委託業務 仕様書

1 目的

この業務は、委託者が医療的ケアを必要とする児童生徒が通学する学校の教育活動中における、看護師等を派遣して医師の指示書に基づく医療的ケアを受託者に委託するものである。

2 介助員の要件

受託者は、委託業務処理のため、次の第1号又は第2号に定める要件を満たすものであって、かつ心身に著しい欠陥を有せず、誠実に業務を遂行する者（以下「看護師等」という。）を委託業務場所に派遣するものとする。

- (1) 看護師免許を有した者であること。
- (2) 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則の一部を改正する省令（平成23年10月3日号外厚生労働省令第126号）に基づく必要な知識、技能を習得した介護職員であること。

3 業務の内容

受託者は、芽室町立芽室小学校に在籍する医療的ケアを必要とする児童3名について、主治医による指示書に示されている次の各号に定める医療的行為を実施するものとする。

なお、令和8年度の芽室小学校における学校課業日は、203日を予定している。

- (1) 学校課業日に看護師等1名を派遣し、児童1名のバイタル管理・人工呼吸器管理を常時行う。
- (2) 学校課業日の給食時間前後60分に看護師等1名を派遣し、児童2名の経管栄養と喀痰吸引を行う。